

「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について」の改正について

令和3年11月15日
産業保安グループ
製品安全課

1. 改正の趣旨

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」では、LPガス機器の製造・輸入事業者に対し、「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令」（以下「技術基準省令」という。）で定める技術上の基準への適合義務を課している。

技術基準省令は安全性能要求事項を定めており、「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について」（以下「運用」という。）には、これらの技術基準省令を満たす製品仕様の例示を挙げている。

今般、LPガス機器の自動運転機能に係る記述を運用に追加した。また、引用しているJIS規格について最新のものに更新した。

※「自動運転」とは、通常状態の条件下において、あらかじめ製造者又は使用者が設定した内容に従い、機器が運転を実施する機能をいう。

2. 改正の概要

(1) ガス瞬間湯沸器、ガストーブ、ガスこんろ等のLPガス機器について、自動運転機能に係る必要な安全性能（①赤熱する発熱体又は、炎に触れることができるものにあつては、点火動作を伴う自動運転機能の操作ができないこと、②給湯のできるものであり、かつ出湯温度の設定ができるものにあつては、出湯温度（設定温度）に対し+5℃以下であること、③ガスこんろについては、立ち消え安全装置・調理油過熱防止装置を有すること等）について、必要な記載を運用に追加した。

(2) 運用の中で引用されているJIS規格の情報を、最新のJIS規格に合わせて更新した。

3. スケジュール

令和3年12月1日施行。

なお、施行日から6か月間（令和4年5月31日まで）は、従前の例によることができることとする。